屋外広告業登録事項変更届出 必要書類チェックシート

- 変更事項によって、必要書類が異なりますので、ぜひこのシートを参考に書類をご用意ください。
- 裏面に各必要書類の詳細について記載しておりますので、そちらも必ずご確認ください。
- 変更事項ごとの記載例を札幌市ホームページ内「屋外広告業の登録」のページに掲載しています。 (札幌市トップページのサイト内検索で、「屋外広告業の登録」と検索してください)。

変更事由発生日から30日を超えている場合は、届出遅延理由書(任意様式)も提出してください。

変更事項	必要書類	備考·注意事項
商号、名称又は氏名 及び住所	□(A-2)届出書(様式 18-3) □ 法人…(B)履歴事項全部証明書 □ 個人…(E)住民票	
※法人の代表者の交代	□(A-2)届出書(様式 18-3) □(B)履歴事項全部証明書 □(D)略歴書(様式 17)	新代表者が初めて本市の屋外広告業登録 簿に登録される方の場合や、変更前に「屋 外広告業に携わらない役員」であった場合 は、別途(C)誓約書も提出してください。
札幌市の区域内において 営業を行う営業所	□(A-2)届出書(様式 18-3) □(B)履歴事項全部証明書	登記の変更が伴う場合は(B)を、 そうでない場合は、変更がわかる書類を提 出してください。
法人である場合の役員	□(A-2)届出書(様式 18-3) □(B)履歴事項全部証明書 □(C)誓約書(様式 16) □(D)略歴書(様式 17)	(C)誓約書、(D)略歴書は新役員の方の分のみで結構です。また、(E)住民票は提出不要です。
※新役員が屋外広告業 に携わらない役員の 場合	□(A-2)届出書(様式 18-3) □(B)履歴事項全部証明書 □(Z)屋外広告業に携わらない役員 に係る申立書	(Z)申立書を提出することで、 (C)誓約書、(D)略歴書を省略できます。
未成年者である場合の法定代理人	□(A-2)届出書(様式 18-3) □(C)誓約書(様式 16) □(D)略歴書(様式 17) □(E)住民票	
業務主任者及びその 所属する営業所	□(A-2)届出書(様式 18-3) □(E)住民票 □(F)業務主任者に関する書面	(F)は、講習会修了証書の写し、屋外広告 士の合格証明書の写しなどです。

【各書類について】(★がついている書類は、札幌市ホームページより取得可能です。)

- ★ (A-2)屋外広告業登録事項変更届出書(シート内では「届出書」と記載しています)(様式 18-3)
 - 新規および更新申請の際に必要な(A-1)屋外広告業登録申請書(様式 15)とは別の様式ですので、 ご注意ください。
 - 変更事項が複数ある場合、一枚の届出書にまとめてご記載いただいて結構です。

(B)履歴事項全部証明書

- 「現在事項全部証明書」では届出をお受けできません。「履歴事項全部証明書」を提出してください。
- 原本の提出が必要です。原本の還付を希望する場合は、原本とコピーの両方を提出してください。 (札幌市道路管理課でコピーをお預かりし、原本をお戻しします。)

★ (C)誓約書(様式 16)

★ (D)登録申請者の略歴書(シート内では「略歴書」と記載しています)(様式 17)

法人の場合、区分「本人」は法人自体をいいます。代表者も含め役員の略歴書は、区分「法人の役員」を ○で囲んだものをお一人につき一枚提出してください。

(E)住民票

原本の提出が必要です。原本の還付を希望する場合は、原本とコピーの両方を提出してください。 (札幌市道路管理課でコピーをお預かりし、原本をお戻しします。)

(F)業務主任者に関する書面

例として、講習会修了証書の写し、屋外広告士の合格証明書の写しなどです。

★ (Z)屋外広告業に携わらない役員に係る申立書

様式に定めはありませんが、札幌市ホームページに様式及び記載例を掲載していますので、 必要に応じてご利用ください。